

聴覚障害者情報提供施設運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、社会福祉法人が設置する聴覚障害者情報提供施設の円滑な運営を図るため、当該社会福祉法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、別表に掲げる社会福祉法人が行う次の事業とする。

(1) 聴覚障害者情報提供施設の運営事業で、「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準」(平成15年3月12日付け厚生労働省令第21号)及び平成12年6月13日付け障第464号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「身体障害者更生援護施設の設備及び運営について」に定める施設及び運営に関する基準に適合するもの。

(補助額)

第3条 補助金の額は、別表に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額の範囲内で知事が定める額とする。

また、概算払いができるものとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は毎会計年度知事が定め、補助金の交付申請をしようとする者に対して通知するものとする。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書

(2) 補助事業に係る歳入歳出予算書

(3) 定款

3 規則第4条第1項第2号及び第4号に掲げる事項は、記載することを要しない。

4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(暴力団排除に関する誓約)

第5条 実施主体となる団体は、以下の暴力団排除に関する事項について、いずれにも該当しないことを補助金交付申請前に誓約しなければならない。この場合、補助金の交付申請書の提出をもって誓約したものとみなす。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

(虚偽の誓約等による事業の中止)

第6条 第5条の誓約が虚偽であること、又は誓約に反したことが判明した場合、知事は直ちに事業を中止し、補助事業者は交付された補助金を県に返還しなければならない。これにより、補助事業者に生じた損失について、県は責めを負わない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(変更交付申請書の様式)

第8条 前条による交付決定後、事情により申請の内容を変更して（軽微な変更は除く。）変更交付申請を行う場合の様式は、様式第3号のとおりとする。

(変更交付決定書の様式)

第9条 前条による申請があったときの変更交付決定は、様式第4号により行うものとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況に

ついて、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとし、その提出期限は、当該会計年度終了後すみやかに行うものとする。

(交付額確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の補助金の額の確定通知の様式は、様式第6号のとおりとする。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

設置者	区分	補助基準額	対象経費
社会福祉法人 埼玉聴覚障 害者福祉会	聴覚障害者情報 提供施設の運営 事業	32,304,000円	聴覚障害者情報提供施設の運営の ために必要な報酬、給料、職員手 当、賃金、旅費、需用費（消耗品 費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光 熱水費及び修繕料）、役務費（通信運 搬費及び手数料）、委託料、使用料、 賃借料及び備品購入費

様式第1号（第4条関係）

聴覚障害者情報提供施設運営費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地
法人名
代表者

下記により、聴覚障害者情報提供施設運営費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金の交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - （1） 運営費補助金所要額調書（別添による）
 - （2） 事業計画書
 - （3） 歳入歳出予算書
 - （4） 定款

様式第2号（第5条関係）

聴覚障害者情報提供施設運営費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 印

年 月 日付で申請のあった聴覚障害者情報提供施設運営費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 補助金の交付額 金 円
2 支払方法 概算払
3 条件

- (1) この補助金は、この要綱に定める目的以外に使用しないこと。
(2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、知事の承認を受けること。
(3) 補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
(4) この補助金は、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律179号）に規定する間接補助金に該当するので、同法の適用がある。

様式第3号（第6条関係）

聴覚障害者情報提供施設運営費補助金変更交付申請書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地
法人名
代表者

下記により、聴覚障害者情報提供施設運営費補助金の変更交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - （1） 運営費補助金所要額調書（別添による）
 - （2） 事業計画書
 - （3） 歳入歳出予算書
 - （4） 定款

様式第4号（第7条関係）

聴覚障害者情報提供施設運営費補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで変更交付申請のあった聴覚障害者情報提供施設運営費補助金については、下記のとおり変更交付する。

記

1	変更交付決定額	金	円
	既交付決定額	金	円
	今回交付額	金	円

2 支払方法 概算払

3 条件

- (1) この補助金は、この要綱に定める目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) この補助金は、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律179号）に規定する間接補助金に該当するので、同法の適用がある。

様式第5号（第9条関係）

聴覚障害者情報提供施設運営費補助事業実績報告書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地

法人名

代表者

年 月 日付けで補助金の交付決定通知を受けた聴覚障害者情報提供施設運営費補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 経費精算書（別紙様式）
 - (2) 事業報告書
 - (3) 歳入歳出決算書

様式第6号（第12条関係）

聴覚障害者情報提供施設運営費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した聴覚障害者情報提供施設運営費補助金については、年 月 日付けで報告のあった事業実績に基づき、下記のとおり交付額を確定する。

記

交付確定額 金 円